

# 後見支援預金

平成 30 年 7 月 20 日現在

商品名 (愛称名)	後見支援預金 ※「普通預金」または「無利息型普通預金(決済用預金)」
販売対象	・個人のうち、家庭裁判所より後見支援預金の新規開設にかかる「指示書」の交付を受けた方
期間	・期間の定めはありません
預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・随時預入ですが、家庭裁判所が発行する「指示書」の提出が必要です ・1万円以上です ・1万円単位です
払戻方法	・随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です ①一時金交付・・・入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます ②定期交付金・・・自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます ③振替・・・後見支援預金間の振替を家庭裁判所が認めた際に必要な場合に交付されます ④解約・・・後見の終了等、後見支援預金口座を必要としないことを家庭裁判所が認めた際に交付されます
利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	「普通預金」の取扱いの場合、以下の通りとなります。 変動金利です 毎日の店頭表示の利率を適用します 金利は定期預金金利(スーパー定期1年・金額300万円未満)とします 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ※「無利息型普通預金」での取扱いの場合、利息はつきません
税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優の利用はできません) ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります ※「無利息型普通預金」での取扱いの場合、税金はかかりません
手数料	・管理手数料はかかりません ・為替手数料について定期交付金は無料、一時交付金および解約時において当庫内は無料、他行庫宛は通常の手数料をいただきます
特約事項	・指示書の指示内容による取り扱いのみとなります
中途解約時の取扱	.....
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません ・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください ・家庭裁判所発行の「指示書」の有効期限は3週間です

<p><b>その他参考となる事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません</li> <li>・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所にて行ってください</li> <li>・家庭裁判所発行の「指示書」の有効期限は3週間です</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です</li> <li>※普通預金での取扱いの場合、預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)</li> <li>※無利息型普通預金での取扱いの場合、預金保険によって全額保護の対象となります</li> <li>・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB契約はできません</li> <li>・口座取引は原店のみの取引とし、僚店取引はできません</li> <li>・「総合口座」の取扱いはできません</li> <li>・キャッシュカードは発行しません</li> <li>・通帳によるATMでの利用はできません(窓口でのお取扱いに限定します)</li> <li>・現金でのお支払いはできません(管理口座への振替となります)</li> </ul>
--------------------------	--